

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市母子生活支援施設からの退所
根拠条例・規則名		さいたま市母子生活支援施設条例施行規則
条 項		第 4 条
所 管 部 課		区役所健康福祉部支援課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市母子生活支援施設条例施行規則 第 4 条 福祉事務所長は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、退所させることができる。 (1) 入所児童の年齢が児童福祉法第 31 条第 1 項に規定する年齢を超えたとき。 (2) 母子生活支援施設の秩序を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすとき。 (3) 母子生活支援施設の管理運営上著しく支障があると認められるとき。 (4) 入所の必要がなくなったとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		